

防火対象物定期点検報告業務 仕様書

1 目的

防火対象物の維持管理機能を正常に発揮させるため、消防法第8条の2の2に規定に基づく点検を行うこと。

2 業務内容

- (1) 平成15年10月1日施行の防火対象物の定期点検報告制度に定められた項目の点検を行い、消防機関に点検結果の報告を行なう。
- (2) 点検基準に適合した場合は「防火基準点検済証」の交付等必要な手続きを行う。ただし、「防火基準点検済証」の購入費用は指定管理者の負担とする。
- (3) 指定管理者は、点検の結果、施設が一定期間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、特例認定の申請に必要な手続き等を行う。また、「防火優良認定証」の購入費用は指定管理者の負担とする。

3 点検を行う者の資格

防火対象物の火災の予防に関し専門的知識を有する者で、総務大臣の登録を受けた登録講習機関が行なう講習を終了し、免状の交付を受けた者。

4 点検時間

保守点検日時は、南図書館の休館日に行うものとするが、事前に市と協議すること。

5 点検結果の報告

指定管理者は、点検結果を市および消防機関へ報告すること。

6 防火対象物に不備を認めたときの対応

指定管理者は、点検に際し管理等に不備を認めたときは、直ちに市へ報告し、必要な措置等を行うものとする。

7 経費の負担

指定管理者は、保守点検業務にあたり、すべての経費を負担するものとする。

8 特記事項

- (1) 点検を行う者は、消防用設備の点検を行うための都道府県知事の発行する資格を有する者であること。
- (2) 業務に従事するものの名簿及び資格書の写しを業務実施前に、整備すること。
- (3) 点検に際し機器等に異常が認められたときは、速やかに必要な措置をとること。

- (4) 委託期間中に不測の事態が生じた場合は，速やかに保守整備を行うこと。
- (5) 善良な管理者の注意をもって，業務にあたること。
- (6) 業務の遂行にあたっては，事故のないよう十分注意をすること。
- (7) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。